

児童手当現況届

5月31日(日)現在、児童手当を受給している方が、引き続き児童手当を受給するためには、6月に更新の手続きとなる現況届の提出が必要となります。

対象となる方には、6月中旬に現況届を郵送します。

現況届の提出について

■必要書類

- ・現況届
- ・受給者(保護者)の健康保険証のコピー(市国保加入者は不用)
- ・別居監護申立書(受給者と児童が別居している場合)
※受給者と児童が別居している場合、児童の個人番号(マイナンバー)の記載が必要です。

■提出方法

同封の返信用封筒で、必要書類を提出
※個人番号(マイナンバー)が記載されている書類を郵送する場合は、簡易書留郵便等で送付してください。

■提出期限

6月30日(火)

提出後の流れ

審査の結果、受給要件を満たし、継続して6月分以降の手当が支給される方へは、更新結果の通知の送付はありません。

通知を送付するケース

- ・所得の審査の結果、5月分までの手当額と6月分以降の手当額に変更がある場合、認定通知書を送付します。
- ・所得の審査の結果、配偶者の方の所得が所得制限限度額以上であった場合、今までの受給者から配偶者への、受給者の変更手続が必要となります。消滅通知と受給者変更に必要な書類を送付しますので、すみやかにお手続きください。

現況届に関するQ&A

Q. 現況届を提出しないとどうなりますか？

A. 6月分(10月振込分)以降の手当の支給が一時差止となります。

Q. 提出書類に不足があった場合はどうなりますか？

A. 不足書類がある場合には、審査保留となります。こども福祉課から不足書類提出の通知が届いた方は、速やかに不足書類をご提出ください。提出が遅れると10月の振込が遅れ、11月以降の振込となる場合があります。

現況届のオンライン手続き

ぴったりサービスでは、マイナンバーカードを使って現況届をオンラインで届出することができます。サービスを利用するには、マイナンバーカードやICカードリーダー等が必要です。詳しくはホームページをご覧ください。

ぴったりサービス

🌐 <https://app.oss.myna.go.jp/Application/search>



■問い合わせ先

こども福祉課 ☎(32)8903

夏休みに学童保育室をご利用の方へ



夏休み期間中に学童保育室の利用をご希望の方は、申込期間中にお申し込みください。

※通常利用、週2日以下でのご利用の方は申し込み不要です。

■申込期間

6月1日(月)～15日(月)

※土曜日の受付は児童館(午前9時～午後5時)のみです。

■利用時間

午前7時30分～午後7時

■保育料

日額500円(負担上限金額あり)

※お子さんが3人以上同時に学童保育室を利用する場合、年少者から数えて3人目以降の保育料が減免となります。減免を希望する方は学童保育室減免申請書を提出してください。

■申込方法

入所申込書(市のホームページでダウンロード可)と、入所理由に合わせた添付書類(同一敷地内に住民登録がある18歳以上65歳未満の方全員分)を提出

※詳細は市ホームページでご確認ください。

■申し込み・問い合わせ先

こども福祉課	☎(32)8903
南河内児童館	☎(44)8420
国分寺東児童館	☎(44)2604
国分寺駅西児童館	☎(44)0786
こどもの広場いしばし	☎(52)1129



食のオープンスクール

■日時

6月11日(木)
午前10時30分～午後2時

■内容

小さなおもてなし料理
フィンガーフード

■参加費

3,000円(当日集金)

■定員

32名

■講師

小森知巳氏(食と花で生活を彩る食空間プランナー)

■申込方法

電話
(午前9時30分～夜0時)

■申込受付日

5月14日(木)

■注意事項

- ・小学生未満の参加・同伴はできません
- ・内容は予告なく変更になる場合があります

■申し込み・問い合わせ先

食のオープンスクール
☎ 028(635)2577